

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年二月三日

人事院總裁 一 宮 なほみ

人事院規則九一五四一八

人事院規則九一五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（権衡職員の範囲）	改 正 後	改 正 前
第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事 院規則で定める職員は、規則九一八九（単身赴 院規則で定める職員は、規則九一八九（単身赴	第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事 院規則で定める職員は、規則九一八九（単身赴	第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事 院規則で定める職員は、規則九一八九（単身赴

任手当）第五条第二項に該当する職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、規則九一八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規

任手当）第五条第二項に該当する職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、規則九一八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規

定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居

定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居

であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払つているものとする。

（令和三年四月一日における届出の特例）

であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払つているものとする。

（平成二十八年改正法附則第三条の規定が適用される間の読み替え）

第十一條 令和三年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第五十一号）附則第三条の規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住

第十一條 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条第二号中「給与法第十一条の二第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第

居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払つて
いるもののうち、同日に給与法第十一条の十第

三条の規定により読み替えられた給与法第十一
条の二第一項」とする。

一項各号に該当することとなるものについては
、令和二年三月三十一日において支給されてい
た住居手当に係る第五条第一項の規定により行
われた届出（規則九一一四六（令和元年改正法
附則第三条の規定による住居手当）第五条にお
いて準用する第五条第一項の規定による届出が
行われた場合には、当該届出）を令和三年四月
一日において支給されることとなる住居手当に
係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。